

広島県告示第九百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年十二月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道七曲井原線	福山市神辺町大字三谷字末宗二八六番一地从先から 福山市神辺町大字三谷字天満二七三九番一地从先まで	平成二十二年一月二十五日